

---

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年10月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

全国1000万人の阪神ファンの皆様、幸せな毎日をお過ごしのことと存じます。

全てが美しく輝いていますね！

新庄剛志監督の名言に「プロ野球の存在意義は、その街に住む人たちの暮らしが少しだけ彩られたり、単調な生活を少しだけ豊かにする事に他なりません。」とありますが、まさに「少しだけ豊かに」なるだけでその積み重ねが大きな違いになっていきますよね。

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

### ポイント解決！そこが知りたい労務相談

### 30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

#### ★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

[https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref\\_=cm\\_sw\\_r\\_apan\\_dp\\_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F](https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F)

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

【1】皆様への情報提供

【2】当事務所のサービス案内

- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

---

## 【1】皆様への情報提供

---

### ★セミナー★

【2023年11月15日（水）10時00分～11時00分・リアル】

テーマ：ざっくりわかる法務デュー・デリジェンス、労務デュー・デリジェンス入門

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：M&Aの際に必須となるデュー・デリジェンス。京都総合法律事務所では、各弁護士の得意分野とマンパワーを武器に、PMI（M&A後の経営統合）も見据えた本当に役立つデュー・デリジェンスを志向しています。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示します。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

#### ◆労務◆

##### 【事実と異なる求人広告】

求人サイトに掲載されていた内容よりも実際に支払われた給与が少なかったとして未払賃金の支払いを求めて労働審判になっていたケースで、2023年10月12日、大阪地裁が会社に対し、約100万円の支払いを命じました。

求人サイトには月給35～50万円、雇用契約書には16～25万円、口頭では使用期間中は25万円でその後は35万円とバラバラで、使用期間経過後に17万円に減額されたようです。

会社側は、求人サイトの広告は労働条件に当たらないと主張していたようですが、その主張は裁判所に排斥されたようです。

虚偽の求人広告や求人条件を提示した場合、職安法65条により刑事罰を受ける可能性もありますので、くれぐれもご注意ください。

##### 【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のポストの中から、私がセレクトした超有益ポストを3つご紹介します。

[https://twitter.com/richaso\\_law](https://twitter.com/richaso_law)

##### <同一労働同一賃金>

賞与と同一労働同一賃金の問題は大阪医科薬科大学事件(最判 R2.10.23)以降、基幹業務じゃない、異動もない等、「だって人材活用面が違うやん？」という説明が定着しつつありまして。あと正社員登用制度があって「区分が固定的でない」ってことも、よくポイントとして機能しております(大阪地判 R5.6.8)。

### <始業時間前の朝礼>

始業時刻前に朝礼をやっていると、始業前でも労働時間になるぞと言われることがあるのですが、例えば10分程度で終わる朝礼ならば、労働時間はその10分で、それ以降、始業時刻まで自由時間ならそこは労働時間には当たらないのです(大阪地判 R5.6.23)。当然のようですが、自由時間の立証はしんどいのです

### <元職以外への復職命令の可否>

復職は元職復帰が原則ではありますが、絶対ではないわけで、メンタル休職の場合、元職での諸々のトラブルが原因であることも少なくなく、配置転換があり得る従業員の場、そのあたりも考慮して、無理のない範囲で他職での復職命令もアリとのご判断もいただける場合があるのです(東京地判 R3.10.27)。

### 【令和5年7月20日最高裁判例（名古屋自動車学校事件）の解説動画】

同一労働同一賃金（均衡均等待遇）に関する注目の最高裁判例については、伊山弁護士による解説動画をお勧めします。

[https://www.youtube.com/watch?v=NvU\\_3lEmCuM](https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3lEmCuM)

### 【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

「ハラスメントを受けています！」そのとき会社がやるべきこと、やってはいけないことを伊山弁護士が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

### 【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- ・「〇〇手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている

心当たりがある場合はこちらの記事を参考に至急ご対応ください！

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

#### ◆中小企業法務◆

##### 【中小 M&A ガイドラインの改訂】

中小企業庁が「中小 M&A ガイドライン」を 3 年ぶりに改訂しました。

改訂のポイントは次のとおりです。

- ①仲介者・FA の手数料の整理
- ②M&A 専門業者の質の確保・向上に向けた取組
- ③仲介契約等の締結前の書面による重要事項の説明
- ④直接交渉の制限に関する条項における留意点

<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230922004/20230922004.html>

##### 【中小企業事業再生ガイドライン事例集】

コロナ融資の返済もはじまり、キナ臭くなってきました。

金融庁が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」を公表しました。2022 年度は、官民金融機関において、債務減免を含む再生型 11 件、債務減免を含まない再生型 8 件、廃業型 9 件、計 28 件の事業再生計画・弁済計画が合意されたようです。

今回公表された事例集では、不等価譲渡、第二会社方式、グループ企業一体での事業再生支援、リスケ、DDS、廃業支援に分類して豊富なケースが紹介されています。

事業再生は前倒しでの相談が成功のカギです。弁護士には法律上の守秘義務がありますので、ぜひお早めにご相談ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231017.html>

#### ◆知的財産◆

### 【文化芸術活動に関する Q&A】

文化庁 HP に、文化芸術分野における契約や活動に関して生じる問題やトラブル、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」等についての Q&A 集が掲載されています。契約とは何かという基本的なことやトラブルの具体例、さらには税金のことも含めて豊富な Q&A が紹介されており、有益です。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyoka/faq/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/faq/index.html)

### 【著作権者不明等の場合の裁定制度】

他人の著作物等を利用する場合、原則として権利者の許諾が必要です。

しかし、権利者やその相続人が不明・不在の場合もあります。そのような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる制度があります。

詳しくは文化庁 HP をご覧いただき、当事務所の知財チームにご相談ください。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/1414110.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html)

### 【著作権侵害】

新聞記事の著作物性に関する注目の裁判例（つくばエクスプレス事件）を弁護士小山田桃々子が解説しました。

<https://kyotosogo-law.com/post-4875/>

### ◆ホテル業・観光業◆

#### 【改正旅館業法】

令和 5 年 6 月 7 日に改正旅館業法が可決、成立し、同月 14 日公布され、カスタマーハラスメントに対する対応として、迷惑客の宿泊を拒む根拠規定が定められたことです。

10 月 25 日の前田弁護士のセミナーにご参加いただいた皆様、ありがとうございました！

<https://kyotosogo-law.com/post-4884/>

## ◆広告規制◆

## 【10月1日からステマは景品表示法違反】

2023年10月1日からステマは景品表示法違反です。運用基準とガイドブックを確認し、準備は万全に！

京都総合法律事務所の広告チェックサービスは、リスクチェックから代替表現まで、予算に合わせて広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

<運用基準で示されている OK な例>

- ・「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった文言による表示を行う場合（ただし、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていると認められない場合は規制対象となるため、これらの文言があれば大丈夫というものではないことに注意が必要）。
- ・「A社から商品の提供を受けて投稿している」といったような文章による表示を行う場合

ガイドブックはこちらからダウンロードできます。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/stealth\\_marketing/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/)

## ◆消費者契約◆

## 【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】

このような条項が利用規約にある場合はご注意ください。

▲ 当社は、次の各号に該当する場合、会員さまに事前に通知せず、本サービスの提供を中止または中断できるものとします。この場合に会員さまに生じた損害（逸失利益を含みます）について、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 戦争…、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(2) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき

(3) その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合

▲ 当社は、会員さまに事前に通知せず、本サービスの内容又は本サービス提供条件の変更（対象商品の変更、お届け日の変更などを含みますがこれらに限られません）を行うことがあり、または本サービスを停止または終了することがあります。

▲ 当社は、事項の変更により会員さまに損害（逸失利益を含みます）が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

▲ 会員さまと当社の間で、本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

▲ お客様の事情により商品を受け取れなかった場合、お客様が商品の所有権を放棄したものとみなします。

▲ お客様による解約の場合、解約手数料として一律3万円をお支払いいただきます。

▲ お客様が貸与機材を返還しない場合、違約金として一律3万円をお支払いいただきます。

▲ 駐車場で生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

▲ 定期コースの解約はLINEから承ります。やむを得ない場合、メールからの解約を承りますが、その際には身分証明書の開示が必要となります。

▲ 当社が提供する商品又は役務によって生じた損害について、いかなる事由に基づくものであっても当社は責任を負いません。

▲ 当社は本利用規約をいつでも任意に変更することができます。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただけます。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応

## ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

---

### 【3】セミナー情報

---

【2023年11月15日（水）10時00分～11時00分・リアル】

テーマ：ざっくりわかる法務デュー・デリジェンス、労務デュー・デリジェンス入門

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：M&Aの際に必須となるデュー・デリジェンス。京都総合法律事務所では、各弁護士の得意分野とマンパワーを武器に、PMI（M&A後の経営統合）も見据えた本当に役立つデュー・デリジェンスを志向しています。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示しします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

---

#### 【5】編集後記

---

2023年10月号、いかがでしたか？

阪神タイガースはCSファイナルもしっかり勝ち切り、いざオリックスバファローズとの頂上対決へ！私の方は日本シリーズのチケットをゲットできませんでしたが、しっかりテレビ観戦します！なんでも許せる時間がこのまま続きますように☆

F1は、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が、カタルGPの土曜のSプリントでワールドチャンピオンを獲得しました。3連覇おめでとうございます！日曜の本戦でもきっちり優勝し、2週間後のアメリカGPでも予選6位から優勝を果たし、18戦15勝、勝率は83.333%

今年は後4戦（メキシコGP→ブラジルGP→ラスベガスGP→アブダビGP）。これはとてつもない記録が生まれそうです。

そしてそして、角田裕毅選手（アルファタウリ）！アメリカGPで8位入賞、さらにはファストテストラップを記録！最終ラップ直前にタイヤ交換の指示が入り、ラスト1

---

周で決めました！勝負強い！日本人選手のファステストラップは 1989 年オーストラリア GP の中嶋悟選手、2012 年中国 GP の小林可夢偉選手以来、11 年ぶり 3 度目の快挙です！

野球と F1 以外では、マラソンと将棋に触れたいと思います。

パリオリンピックのマラソン代表選考レースであるマラソングランドチャンピオンシップ (MGC) の川内優輝選手 36 歳が素晴らしかったですね！

激しい雨の中のレースで、スタート直後から先頭に立って独走した川内選手は、35km 過ぎに 2 位集団に追いつかれたものの、そこで終わらず集団についていき、見事に 4 位。なんという根性でしょう。こういう姿ですよ。本当に見事でした。

最後になりましたが、藤井聡太 8 冠 21 歳。おめでとうございます。王座については、挑戦者決定トーナメントで AI の評価値ではほぼ負けのところから大逆転し、王座戦では 2 戦も大逆転。運の問題ではなく、人事を尽くしたから天命が届いたのだと思います。

この 2 つのニュースは、自分の日々の過ごし方、仕事への向き合い方に改めて大きな刺激となりました。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)